

基本計画書の骨子

1. 施設基本計画

1-1. 施設の基本的考え方

将来人口が減少する中で、公共施設のあり方を見直し、地域にとって望ましい形で次世代に引き継いでいくため、城崎温泉交流センター（「さとの湯」）の建替えを行い、市民や観光客にとって使いやすい、城崎温泉の価値を上げるような施設にリニューアルする。

新施設は、市が所有する公共施設をできるだけ集約化する方針に則り、既存の城崎文芸館・麦わら細工伝承館を統合した施設として計画する。

駅前に立地し、城崎温泉の玄関口の施設となることから、駅前を含む将来の交通計画とも連動した、長期的な視点でのまちづくりの視点を重視した計画であることが、城崎のまち全体にとって必要である。また、建物の長寿命化を図り、将来にわたり維持管理の負担が少ない計画とすることも重要である。

施設は基本的に指定管理により、民間事業者に管理を委託する。全館を駐車場を含めた一体管理とし、地元事業者による業務受注を想定し事業受託候補者と調整を行う。長期的な運用を考慮し、必要以上の維持費がかからない、健全な運営ができるような施設計画とし、将来に過大な負担を残さない計画とする。

以上に配慮しつつ、施設の計画にあたっては、地域の事業者・住民ほか、多様な意見を取り入れた計画とする。

1-2. 施設名称と位置付け

「城崎温泉交流センター」の名を廃し、通称である「さとの湯」を正式名称とするとともに、城崎温泉の外湯七湯の1つであるという位置付けはそのままにリニューアルを計画する。

また、城崎温泉駅前の立地であることや、城崎温泉の玄関口であることを活かし、城崎の歴史文化について紹介し、城崎温泉をより深く楽しむための知識を得られる「ウェルカムゲート温泉（仮称）」として位置づける。

1-3. 建設費用

現時点では、既存施設の解体費用や、設計監理料等を合わせ〇〇億円（税込）程度を想定する。市の施設として、市の負担により建物整備を行い、運営については指定管理制度により民間事業者運営に運営を委託する計画である。

なお、建設費にかかる予算については、過疎債の導入を想定している。過疎債の導入にかかる施設内容・設備内容に関して、現時点では制約はないものとして計画を行う。

1-4. JR 敷地の取り扱い

施設の予定敷地には一部 JR の所有地を含むが、行う事業が非収益事業であれば、敷地については無償貸与をしていただくことで協議済みであるため、JR 敷地内では非収益の事業を行う方向で建物の計画を進める。

2. 新しい「さとの湯」の施設の構成

新しい「さとの湯」の施設の内容については、さとの湯基本計画検討会で出された地域住民の皆さんの意見をできるだけ反映しながら計画を行う。

2-1. 施設全体の構成

- ① 施設の大きさは、これまでの温泉交流センターの利用実績と、施設整備費用のバランスを考え適正な施設規模とし、建物の床面積で 1,000 m²程度の規模を基本として市の予算の範囲内で計画する。
- ② 施設全体にわたり、ユニバーサルデザインを基本とする。(車椅子対応の浴槽を設けることが望ましいが、施設整備費用・面積等による調整が必要である)
- ③ 自然エネルギー(温泉熱を含む)の利用等により、エネルギー効率を高め、より持続可能な運営が可能なくみを検討するとともに、建物の長寿命化を図る。
- ④ 全館で無料 wi-fi を利用できるよう設備計画を行う。
- ⑤ 建物デザインは、城崎温泉の景観にふさわしいものとしつつ、来訪者に視認しやすいような工夫を行う。

2-2. 共用部分

- ① エントランス部分は、温浴機能・文芸展示機能・麦わら細工展示機能共用とし、来館者には1ヶ所に対応できるような動線構成とする。
- ② 共用部分では、積極的に文芸展示を行う。(文芸展示機能の項参照)

2-3. 温浴機能

- ① 城崎温泉の泉源を活用し、外湯七湯の1つとして運営し、外湯めぐりの入浴券が利用できるよう調整する。
- ② 入浴料については、契約入湯料・住民入湯料等のしくみの中で運用できる方法を、湯の所有者である湯島財産区と慎重に協議する。
- ③ サウナは設置する。サウナについては維持管理ができるだけしやすい施設構成とする。サウナを別料金とすることも想定し、セキュリティゲートを設けること等平面構成となる等検討する。

2-4. 文芸展示機能

- ① 文芸展示については、エントランス・共用部・休憩コーナー・脱衣室・浴室等で展示できるような構成とする。
- ② 展示品は現物を展示することにこだわらず、そのコンテンツが「文学と歴史といで湯のまち城崎」を十分に紹介できるような展示構成とする。
- ③ 展示物については、一部入れ替え可能なものとして、企画展示が可能なものとするのが望ましい。

2-5. 麦わら細工展示体験機能

- ① 麦わら細工は、城崎が誇れる文化の1つであるため、来訪者にできるだけ知ってもらえるよう、屋外イベント広場で紹介展示・体験見学ができるような配置とし、来訪者を館内の展示に引き込めるような構成とする。
- ② 展示施設として入館料を徴収することを検討する。(入館受付・入館料の収受はエントランスカウンターで行う)
- ③ 麦わら細工制作体験は料金をとって行う。体験はイベント広場内の施設で行い、体験の様子を来訪者が見学できる配置として、施設の広報を兼ねる。
- ④ 館内に染色場のほか、洗い場等必要な施設を設ける。干す場所としては、施設屋上などの活用を検討する。

2-6. 管理運営機能

- ① 施設が指定管理により、民間事業者管理に委託されることを想定し、管理事務室を設けるほか、更衣室・湯沸かしコーナー等、管理運営に必要な機能を館内に備える。

2-7. 外構・イベント広場機能

- ① JR敷地の利用については、JRと十分な調整を行い、城崎温泉の玄関口にある施設であり、ウェルカムゲート機能をもつ温泉施設であることが視認できるエントランス施設として位置づける。
- ② JR敷地内では、見せるイベントが可能な施設を計画し、麦わら細工の体験をはじめ、まちの来訪者が立ち寄り、楽しめる建物配置・デザインとする。
- ③ 足湯は、非収益であることからコスト高となるため、将来的な運営を圧迫しかねないため原則として設けない。ただし設ける場合には、地域での慎重な議論・調整を行い、十分に検討する。

2-8. 駐車場機能

- ① 現市営駐車場を縮小し、さとの湯利用者のための駐車場として再整備する。
- ② 将来の城崎温泉内の交通計画とコンセプトを合わせた計画とするため、十分な調整を行う。

3. 施設の持続的な運営に向けた仕組みづくり

施設運営の方法については、運営検討会での議論を踏まえて決定する。地元事業者による指定管理を基本とし、温泉の配湯や入浴料の収受について、地元利用者・観光客の方々には、入浴にかかる手間や、必要以上の金銭的負担が増えないよう工夫する。特に、外湯めぐり券・ゆめば等については、新しいさとの湯でも他の外湯同様に利用できる仕組みを継続できるよう調整を行う。

3-1. 指定管理の方法

- ① 地元事業者による指定管理が可能な運営形態とする。

- ② 基本的に、温浴施設の運営については、指定管理料0円で運営することを基本とする。(文芸館機能・麦わら細工伝承館機能については、今後の協議によるが、基本的には入館料収入による運営が可能となる方向での検討をすすめる)
- ③ 運営形態の詳細については、運営検討会での協議を踏まえて調整を行う。

3-2. 温泉（湯）の供給方法・料金設定

- ① 湯の配湯、共有方法、制度上の課題、料金の設定等については、運営委員会での協議を踏まえて調整を行う。

3-3. さとの湯の入浴料金について

- ① さとの湯の入浴料金は、さとの湯の経営収支や、他の外湯との入浴料金のバランスを見ながら決定する。指定管理者が入浴料金を改定する場合には、市および地元団体との協議を必要とするよう指定管理の条件を定める。
- ② 外湯の入浴料金体系の整理を検討する。